

学校法人昌賢学園
群馬医療福祉大学短期大学部
機関別評価結果

平成 30 年 3 月 9 日
一般財団法人短期大学基準協会

群馬医療福祉大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 昌賢学園
理事長 鈴木 利定
学 長 鈴木 利定
A L O 柳澤 充
開設年月日 平成 8 年 4 月 1 日
所在地 群馬県前橋市川曲町 191 番地 1

<平成 29 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
医療福祉学科		80
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

群馬医療福祉大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 30 年 3 月 9 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 28 年 7 月 5 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、儒教における美德の根本の言葉である「己に克って礼を復む」とする「仁」で、「建学理念」は「世の中の役に立つ人を育てる」である。教育理念は「知行合一」としている。教育目的は「本学は、教育基本法及び建学の精神の理念とするところに従い、社会福祉を科学的に教授・研究し、高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成することを目的とし、社会福祉の発展に直接寄与することを使命とする」である。

学習成果を定め、量的・質的データとして測定する種々の仕組みを持っている。学習成果を査定する手法については、シラバスに評価方法を科目ごとに記載し、個々の授業後に反省点や課題に基づき改善点を明らかにした上で、次年度の教育計画を立てていること等、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

自己点検・評価・コンプライアンス委員会は学科長等の役職者を含め、学長が指名した教職員が主たる構成員となって、自己点検・評価を推進している。ただし、提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

学位授与の方針は明確に示されており、定期的に点検している。教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針を反映している。入学者受け入れの方針は、学生募集要項等に明記するほか、オープンキャンパス等の機会を通して周知している。

シラバスに成績評価の基準は示されており、介護福祉士等の専門職を目指す学生に対しても模擬試験、実力試験、卒業時共通試験等を通して総合的な学習成果が査定されている。卒業後評価の取り組みとして、キャリアサポートセンターが中心となって、卒業生の就職先に対して卒業生アンケート等を行っている。自己点検・評価・コンプライアンス委員会による「授業評価アンケート」の実施やその他各授業における「コメントカード」や「シヤトルカード」の活用等を通して、教員は学生の学習成果の獲得について努力している。

学習支援として、学生の勉学意欲の動機付けとなる入学前指導等を行っている。担任制を核に学年会議、学科会議、教授会、各種委員会等が機能している。また、独自の奨学金

制度や特待制度、医療事務・秘書コース資格特待制度等を設けている。進路支援については、「基礎演習」、「ボランティア活動」、「就職指導」等の講義、演習を通して進路意識調査・希望調査をして、学生のニーズや意向を把握しながら適切に進められている。

専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の任用・昇任については、規程に基づき教員採用、昇任人事の審査を実施している。FD・SD活動は適切に実施されている。事務組織は体制が整備され、事務をつかさどる専門的な職能を有している。災害避難訓練が年1回実施され、情報セキュリティ対策は講じられている。教職員の就業についての規程は整備されている。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、体育館、アリーナ、運動場を有している。図書館は適切なスペースが確保され、学ぶ環境が整えられ、電子資料の内容・量も豊富で、充実した学術情報の提供サービスを行っている。学生の学習支援のために学内LANを整備し、必要なソフトウェアを導入している。授業を行うためのコンピュータ教室、LL教室を整備している。学校法人全体の財務状況は、余裕資金があり、過去3年間、事業活動収支が収入超過で健全であるが、短期大学部門は支出超過となっている。

理事長は建学の精神や教育理念・目的を理解し、学校法人の代表としてその業務を総理し、リーダーシップを発揮している。また、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

学長は、短期大学運営の全般にわたってリーダーシップを発揮し、教授会、各委員会、事務局の意見を聞き、最終的な判断を行っている。

監事は、業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会は、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。学校法人と短期大学は、中・長期計画に基づき単年度の事業計画と予算計画を適切な時期に決定して、関係部門に指示し、学校法人会計基準に基づき会計処理を行い、財務計算書類を作成している。財務情報はウェブサイトで公開している。なお、評価の過程で、監事が出席していない評議員会が複数回開催され、監査業務が適切に行われていない、また、教育研究活動等の状況についての情報の公表が不十分のものがあるという2点の早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証に資するべく、より一層自己点検・評価活動を充実し、適切な学校法人の運営が求められる。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 奉仕の精神を養うためにボランティア活動が推進されている。授業科目として「ボランティア活動Ⅰ」が必修科目となっており、学生はボランティアノートを持ち、自主的にボランティア活動に取り組むような体制がとられている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 授業評価アンケート以外に、学生全員から意見をまとめて次の授業に反映するための「コメントカード」、一人ひとりの学生からの意見に応えることを前提とした「シャトルカード」を用意して学生の理解度を深める努力をしている。
- 「基礎演習」、「総合演習」と別に、課程外の科目として「就職指導」、「編入学指導」を時間割に編成し、日常的に進路指導が行われている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学位授与の方針と学習成果が混同されているので、学習成果を明確にする必要がある。

[テーマ C 自己点検・評価]

- 自己点検・評価報告書の基礎資料「課題等に対する向上・充実の状況」について、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付されていたが、留意事項及びその履行状況にその記載がない。また、提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスにおいて、評価方法に出席点を明示している科目が散見されるので、改善が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学の収容定員充足率が低いことから、充足率を改善することが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマC ガバナンス]

- 評価の過程で、監事が出席していない評議員会が複数回開催され、学校法人の業務及び財産の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれない。

- 評価の過程で、学校教育法施行規則の規定に基づく教育研究活動等の状況についての情報の公表について、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」の公表が不十分であるという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動を充実し、適切な学校法人運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、宝徳元（1449）年、上州白井の長尾景仲の居城に誕生した学問所の教学を伝承している。儒教における美德の根本の言葉に「己に克って礼を復む」とする「仁」が、学問所時代より伝承してきた「建学精神」で、「建学理念」は「世の中の役に立つ人を育てる」である。教育理念は「知行合一」としている。建学の精神が永く大事にされている。

教育目的は「本学は、教育基本法及び建学の精神の理念とするところに従い、社会福祉を科学的に教授・研究し、高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成することを目的とし、社会福祉の発展に直接寄与することを使命とする」とし、建学の精神に基づき明確に示している。これらは、学則、ウェブサイト等で学内外に示している。

建学の精神・教育目的に基づく教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修め、「知識・理解」、「思考・判断」、「技能・表現」、「関心・意欲・態度」などの定められた具体的な能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与している。その学位授与の方針をもって学習成果としているが、混同されているので、学習成果を明確にする必要がある。また、学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとして、シラバスに科目ごとに記載された評価方法を用いて成績評価を行っていること、また、キャリアサポートセンターで就職先からの卒業生に対する評価として事業所向けアンケートを行っていること、就職率などがある。

教育の質保証のために法令順守に努め、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認している。「授業評価アンケート」を非常勤教員を含めて科目担当の全教員に対して、前期と後期の授業終了時に実施している。自由記述欄も含め、各教員にはありのままを伝えている。個々の授業に関して反省点や課題に基づき改善点を明らかにした上で、次年度の教育計画を立てており、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

平成29年1月1日から群馬医療福祉大学短期大学部自己点検・評価・コンプライアンス委員会規程が施行され、学科長等の役職者を含め、学長が指名した教職員が主たる構成員となって自己点検・評価が行われている。平成28年度からは、IR室が設置され、自己点検・評価の体制が強化された。日常の自己点検・評価については、学内各部署での会議、

各委員会の会議、クラスアドバイザー会議、部課長会議等で行われている。ただし、提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は明確に示されており、定期的に点検されている。

教育課程編成・実施の方針は、学生便覧等に記載して周知することが望まれる。

入学者受け入れの方針はウェブサイトをはじめ、学生募集要項、入試ガイド、オープンキャンパス、高等学校訪問、学外のガイダンス等を通して、明確な説明や広報が行われており、アドミッションセンターが能動的に機能し、受験生に対しても周知徹底が図られている。

授業における学習成果の査定として、シラバスに成績評価の基準を示して評価している。ただし、シラバスにおいて、評価方法に出席点を明示している科目が散見されるので、改善が望まれる。介護福祉士国家試験、医療事務管理士資格等の専門職を目指す学生に対して、模擬試験、実力試験、卒業時共通試験等を通して学習成果が査定されている。卒業後評価の取り組みとして、キャリアサポートセンターが中心となって卒業生の就職先に対して卒業生アンケート等を行っている。

教員は、シラバスに記載の成績評価方法・評価基準により学習成果の評価を行っている。また、自己点検・評価・コンプライアンス委員会とともに「コメントカード」、「シャトルカード」を活用して学生の理解度や不明な点を確認できるような工夫をしている。学習支援として、学生の勉学意欲の動機付けとなる入学前指導、フレッシュャーズキャンプやオリエンテーション等を行っている。学生の指導に関する情報は担任によって管理しており、学年会議、学科会議、教授会等を通して学生の学習支援を適切に行っている。また、キャリアサポートセンター、ボランティアセンター、教務課、学生課、図書館職員もFD・SD研修会等を通して有機的に連携し、学習支援体制を形成している。学生の生活支援のための組織として、学生委員会をはじめとする多様な委員会が、それぞれ、学生の健康管理、メンタルヘルスクエアやカウンセリング、生活相談、課外活動、行事、キャンパス・アメニティ、学生寮などを多様に取り扱い、対応している。さらに学生に対する経済的支援について、独自の奨学金制度や特待制度（成績優良者）、医療事務・秘書コース資格特待制度等を設けて対応している。

進路支援については、「基礎演習」、「ボランティア活動」、「就職指導」等の教育課程で設定している講義、演習を通して行われている。進路意識調査、進路希望調査を実施して、学生のニーズや意向を把握しながら適切に進められている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員・非常勤教員が配置され、専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の任用・資格基準については、規程が整備され、各規程に基づいて教員の採用、昇任人事の審査を実施している。

専任教員はそれぞれの専門分野に従って、研究活動や教育活動を行っている。FD・SD活動は「FD・SD委員会規程」、「FD・SD・他研修規程」により適切に実施されている。

事務組織は規程に基づき体制が整備され、事務をつかさどる専門的な職能を有している。安全衛生管理規程、危機管理規程等を整備し、全教職員及び学生による災害避難訓練が年1回実施されている。情報セキュリティ対策は情報セキュリティ監査規程等の諸規程と情報セキュリティ対策年度講習計画等に基づき講じられている。

教職員の就業について学校法人昌賢学園就業規則等の規程が整備されている。改正があったものについてはウェブサイトの教職員サイトで周知されている。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足しており、運動場を有している。体育館、アリーナを備えている。介護福祉士や医療事務・秘書の養成を行っており、そのための実習室を設置し、機器・備品はそろっている。図書館は十分なスペースが確保され、平常21時30分まで開館されており、学ぶ環境が整えられている。図書館の電子資料が内容・量とも豊富で、充実した学術情報の提供サービスを行っている。施設設備の維持運営は施設管理課がその責任を担い、教員や各課と連携して改修や改善の要望に基づき施設の維持管理に努めている。

ボランティアセンター、キャリアサポートセンターが、学生に必要な情報提供のために情報技術を活用している。学生の学習支援のために学内LANを整備し、必要なソフトウェアを導入している。授業を行うためのコンピュータ教室、LL教室を整備している。

学校法人全体の財務状況は、余裕資金があり、過去3年間、事業活動収支が収入超過で健全であるが、短期大学部門では支出超過で、収容定員充足率が低い状況となっている。中・長期計画に基づき定員充足率の改善、財務状況の改善を図っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神や教育理念・目的を理解し、学校法人の代表としてその業務を総理し、リーダーシップを発揮している。また、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事の内半数は常勤であり、学校法人の健全な経営にあたっている。

学長は、理事長が兼任しており、短期大学運営の全般にわたってリーダーシップを発揮し、教授会、各委員会、事務局の意見を聞き、必要に応じて会議を招集し、最終的な判断を行っている。学長は、当該短期大学の創設者でもあり、建学の精神に基づいた教育を行い、県内外に多数の介護人材を輩出するとともに、社会福祉領域を中心に役職も多く、多大な貢献をしている。また、教授会を学則の規定に基づいて、併設大学と合同で開催し、適切に運営している。

監事は、公認会計士の定例監査時に監査現場に同席し、また会計年度終了後に経営本部より直接決算書類について聴取し、業務及び財産の状況について適宜監査している。監事は、毎会計年度終了後2か月以内に監査報告書を理事会・評議員会に提出し報告している。なお、監事が出席していない評議員会が複数回開催され、学校法人の業務及び財産の状況について適切に把握した監査業務が行われていなかったという点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

評議員会は寄附行為の規定に基づき、法人職員、卒業生、学識経験者など、理事の定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。

学校法人と短期大学は、中・長期計画に基づき単年度の事業計画と予算計画を適切な時期に決定して、関係部門に指示し、学校法人会計基準に基づき会計処理を行い、財務計算書類を作成している。予算の執行、資産及び資金の管理と運用は、規程に基づき適切に処理されている。なお、教育情報及び財務情報はウェブサイトで公表・公開しているが、教育研究活動等の状況についての情報の公表が不十分のものがあった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域に望まれる人材養成と地域密着型の生涯学習（知的財産）の提供が二大方針であり、地域社会に対する様々な活動をしている。「公開講座」は、生涯学習の視点から地域の人々に気楽に楽しくそして学び続けることの意義を再発見できるように企画・運営されている。「論語の学堂」は、論語の精神、つまり「仁」を広く社会に還元するために行われている。「高齢者教室」は、おおむね60歳以上の方を対象に実施され、健康増進はもとより、自助・互助に結びつく地域住民の交流を通じてふれあいの輪を広げることを目的として行われている。「すくすく親子スクール more」は、前橋市東公民館との連携事業の一環で親子の健やかで楽しい毎日を送れることを活動の目的としている。「お父さんの子育てひろば」では、特に父親と子どもとの良好な関係作りや子育てのコツやヒントとなることを知る良い機会となっている。地域の高等学校との連携も進められている。また、前橋商工会議所が主催する「まちなかキャンパス」では子どもからお年寄りまでの幅広い世代が交流し学びあうことを目的として、地域住民の人的交流の架け橋となり、長年培った教育や研究などの知的財産を地域に還元し、地域のニーズに応えられる活動を目指して行われている。「出前授業」では、地域住民に喜ばれる学びの提供に努めている。

自治体や団体との協力・交流を進めるため、キャンパスが所在する前橋市や藤岡市と積極的に関わり事業を推進している。前橋市及び前橋市教育委員会と包括協定を締結し、前橋まつりでは「だんべえ踊り」に参加し、祭りを盛り上げている。「前橋シティマラソン・前橋ヒルクライム」のボランティア大会運営補助として参加し、地域の参加者の方々と交流する良い機会としている。また、地域全体で支え合う仕組みの開発を目指すことを目的に前橋市社会福祉協議会と協定を締結している。藤岡市や藤岡青年会議所が主催する藤岡まつりや藤岡フェスタなどのイベントに社会貢献活動として多くの学生を派遣している。ボランティア活動に力を入れ、学生に実地で建学の精神に掲げる「仁」の体得を心掛け、ボランティア活動を率先して地域で行うように指導が行われている。今では、この精神が地域の方々、とりわけ施設や市町村の行事に欠かせぬ存在となっている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○ 論語の「仁」を建学の精神として、その論語の精神を広く社会に広めるために「論語

の学堂」講座を開設し、平成 24 年度から継続して行っている。

- ボランティア活動に力を入れ、学生に実地で建学の精神に掲げる「仁」の体得を心がけ、ボランティア活動を率先して地域で行うように指導が行われている。前橋市と連携して「だんべえ踊り」に参加して祭りを盛り上げている。また、「前橋シティマラソン・前橋ヒルクライム」にボランティアを参加させて協力している。